

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月17日
【会社名】	山田コンサルティンググループ株式会社
【英訳名】	YAMADA Consulting Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 慶作
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【電話番号】	03 - 6212 - 2500
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 谷田 和則
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【電話番号】	03 - 6212 - 2500
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 谷田 和則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(抱合株式消滅差益)

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年4月1日(吸収合併の効力発生日)

(2) 当該事象の内容

当社を合併存続会社とする吸収合併の効力発生日における消滅会社(100%連結子会社である山田ビジネスコンサルティング株式会社、山田不動産コンサルティング株式会社、株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ、山田プリンシパルインベストメント株式会社、並びに100%連結孫会社である甲南不動産株式会社)の純資産の額が、当社等の保有する各消滅会社の株式の帳簿価格を上回る見込みであり、これによりその差額を抱合株式消滅差益として特別利益に計上する見込みです。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該事象により、平成31年3月期の個別財務諸表において、抱合株式消滅差益を特別利益として計上する見込みがありますが、現地点では金額は確定しておりません。

なお、当該抱合株式消滅差益は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

以 上